

令和3年3月29日午後2時判決言渡

平成26年(行ウ)第40号 生活保護引下げ処分取消請求事件(第1事件)

平成28年(行ウ)第20号 生活保護引下げ処分取消請求事件(第2事件)

平成29年(行ウ)第6号 生活保護引下げ処分取消請求事件(第3事件)

5 (民事第2部合議係 裁判長裁判官武部知子, 裁判官目代真理, 裁判官川野裕矢)

原告 後藤昭治ほか131名

被告 北海道ほか4名

○ 主文

- 10 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
2 訴訟費用は原告らの負担とする。

○ 判決骨子

- 15 1 厚生労働大臣が行ったデフレ調整や2分の1処理が, 生活保護基準部会での検討を経ていないことをもって直ちに裁量権の範囲の逸脱又は濫用になるということとはできない。
- 2 ゆがみ調整の内容(検証の手法, 検証結果の反映方法等)や2分の1処理の内容からみて, これらを行った厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるということとはできない。
- 20 3 デフレ調整の内容(計算方法, ウェイト・計算期間の設定等)からみて, これを行った厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるということとはできない。
- 25 4 上記1~3からすれば, 本件の生活扶助基準の改定は生活保護法3条, 8条に違反するものではなく, 憲法25条に違反するものでもないと解するのが相当であり, 同改定に基づいてされた保護決定処分にも, これを違法と解すべき事情は認められない。

○ 事実及び理由の要旨

標記事件において、当裁判所がした判決の要旨は、以下のとおりである。

1 本件は、生活保護法による保護の基準（以下「保護基準」という。）における生活扶助の基準（以下「生活扶助基準」という。）を改定する厚生労働省の平成25年から平成27年までの3度にわたる告示により生活扶助基準が改定されたことに基づき、保護決定処分を受けた原告らが、当該処分は原告らの健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害するもので、憲法25条、生活保護法3条、8条に反すると主張して、上記処分の取消しを求める事案であり、本件の争点は、原告らに対する保護決定処分が憲法25条、生活保護法3条、8条に反するか否かである。

2 争点に関する当裁判所の判断の要旨は、以下のとおりである。

(1) 生活扶助基準の改定における厚生労働大臣の裁量について

生活保護法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない（同法3条）。そして、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし（同法8条1項）、その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない（同条2項）。もとより、厚生労働大臣の定める保護基準は、同項所定の事項を遵守したものであることを要し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するに足りるものでなければならないが、これらの規定にいう最低限度の生活は、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、これを保護基準において具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専

門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。したがって、保護基準中の生活扶助基準を改定するに際し、生活扶助基準の改定の必要があるか否か及び改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるか否かを判断するに当たっては、厚生労働大臣に上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められるというべきであり、改定の具体的な方法等についても、激変緩和措置の要否などを含め、上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているというべきである。

そして、生活扶助基準の展開部分の不均衡の有無やその程度（ゆがみ調整関係）及び物価下落による生活保護受給者の可処分所得の実質的な増加の有無やその程度（デフレ調整関係）は、各種の統計資料や専門家の作成した資料等に基づいてある程度客観的に推認し得るものであることなどからすれば、生活扶助基準の改定は、①ゆがみ調整及びデフレ調整により生活扶助基準を改定した厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等を審査して裁量権の範囲の逸脱又は濫用があると認められる場合、又は、②ゆがみ調整及びデフレ調整による生活扶助基準の改定に際し激変緩和等の措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において現に選択した措置（2分の1処理）が相当であるとした厚生労働大臣の判断に被保護者の生活への影響の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又は濫用があると認められる場合に、生活保護法3条及び8条2項に違反し、違法となるものというべきである。

(2) 生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）の位置付けと本件生活扶助基準の改定に至る経緯から違法性が認められるか否かについて

ア 基準部会は、学識経験者による定期的な保護基準の専門的かつ客観的な評価・検証を行うことを目的として社会保障審議会の下に設置された会議であ

るところ、厚生労働大臣が保護基準を改定するに当たり、社会保障審議会への諮問が法令上義務付けられているものではないと解され、また、基準部会の検証結果を踏まえた保護基準の改定は、厚生労働大臣の政策判断に委ねられていると解されるから、基準部会の検討を経ていない事項であることをも
5 5
って直ちに生活扶助基準の改定における厚生労働大臣に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったということとはできない。

基準部会ではデフレ調整について議論されていなかったことが認められるものの、その当否についての判断はしておらず、基準部会作成の平成25年報告書の内容に加え、物価等の経済指標を考慮するかどうかは、厚生労働
10 10
大臣に委ねる形になったものと認められるから、厚生労働大臣が、基準部会で検討されていなかったデフレ調整を考慮することとしたことが直ちに専門的知見と整合性のないものとして裁量権の範囲の逸脱又は濫用になるということとはできない。

2分の1処理については、基準部会にはこれを行うことが知らされてい
15 15
なかったと認められるが、基準部会による平成25年検証の結果を生活扶助基準額に反映させた場合の各世帯への影響は様々であり、生活扶助基準の見直しを具体的に検討する際には生活保護受給世帯や一般低所得世帯への影響に配慮が必要であるとされていることからすれば、厚生労働大臣が、平成25年報告書を踏まえてゆがみ調整を行うに当たり、激変緩和措置として増
20 20
額方向、減額方向共に改定率を2分の1としたことを基準部会に知らせていなかったからといって、そのことが直ちに専門的知見と整合性のないものとして裁量権の範囲の逸脱又は濫用になるということとはできない。

イ 国の財政事情を踏まえた生活保護費の削減等を内容とする自民党の政策
25 25
自体が直ちに問題であるとはいえないし、また、生活保護が租税を財源として実施されるものであり、その実施に当たっては予算措置が必要となることからすれば、生活扶助基準の改定による財政効果がどのようなものになるか

を試算することは不可避といえる。そして、厚生労働大臣が、生活扶助基準を改定するに当たり、生活保護法8条所定の事情を考慮することに加え、それ以外の事情を考慮することが許されないわけではないことからすれば、デフレ調整や2分の1処理が、国の財政事情を踏まえた自民党の政策の影響を受けたものであったとしても、そのことをもって直ちに裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとはいえない。

(3) ゆがみ調整に違法性、違憲性が認められるか否かについて

ア 平成25年報告書は、検証結果を生活扶助基準額に反映させた結果を試算しているものの、その反映のさせ方について一定の方向性を示しているわけではなく、最終的にどのように反映させるかについては、厚生労働大臣に委ねられているといえる。そうすると、ゆがみ調整の内容が、標準世帯からの展開のための指数そのものに調整が施されたものでないことをもって、専門的知見との整合性に欠けると評価することはできない。

イ 基準部会の議論において、水準の検証が行われた状況はうかがわれず、ゆがみ調整において体系と水準の調整が一体として行われたものとは認められない。また、ゆがみ調整の実際の計算において、生活扶助基準額と比較するための一般低所得世帯のサンプル世帯の取り方によって消費実態の指数が異なってくるとしても、そこに物価動向が直接反映されているわけではないから、ゆがみ調整が水準の調整を含むものであったと評価することはできず、ゆがみ調整に加えてデフレ調整を行ったことが物価動向を二重に評価するものであるということとはできない。

ウ 過去の専門家による検証の際にも生活扶助基準の評価において第1・十分位の世帯の消費水準との比較が行われてきたことなどからすれば、平成25年検証において第1・十分位の世帯を比較対象としたことが不合理であるとはいえない。

エ 平成25年検証は、第1・十分位の世帯の消費支出額と当時の生活扶助基

準を比較したものであって、実際の生活保護受給世帯の消費支出額とを比較しているわけではないことからすれば、比較対象である第1・十分位の世帯から生活保護受給世帯を除いていないことが、統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に照らして判断過程に過誤、欠落をもたらすものであると評価することはできない。

オ ゆがみ調整の過程で用いられた回帰分析や平均指数法といった計算処理が不合理なものであったとはいえない。

カ 平成25年報告書において、検証結果を生活扶助基準額に反映させた場合の各世帯への影響は様々であり、生活扶助基準の見直しをする際には、現在生活保護を受給している世帯及び一般低所得世帯への見直しが及ぼす影響についても慎重に配慮することが求められていたことからすれば、厚生労働大臣が、平成25年報告書を踏まえ、基準部会の検証結果そのままではなく、かい離率を2分の1の割合で反映させたことをもって、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見と整合性を欠くということとはできない。

生活扶助基準を適正化して生活保護受給世帯間の公平を図ろうとするゆがみ調整の目的等からすれば、基準部会の検証結果を部分的に生活扶助基準に反映させる場合にはゆがみ調整による影響の内容・程度にかかわらず一定の割合でこれを反映させることがゆがみ調整の目的に沿う合理的な措置であるといえることができる。さらに、平成25年検証は、一般低所得世帯と生活保護受給世帯の水準の高低を検証したものではなく、検証結果の影響は世帯ごとに異なり、改定のあり方について一定の方向性を示しているものでもないから、減額分のみならず増額分も2分の1にすることが直ちに裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たるとはいえない。

(4) デフレ調整に違法性、違憲性が認められるか否かについて

ア 生活扶助基準は、平成20年度以降、消費を基礎とする水準均衡方式に基づく改定は行われなかったと評価できる。これを据え置くとの判断に際して

物価動向が全く考慮されていないとはいえないが、その考慮をもって、生活扶助基準の改定に際してデフレ調整を行うことが、物価の二重評価に当たるということとはできない。

5 イ 基準部会において、物価指数を用いた生活扶助基準の改定については議論
されていなかったことが認められるが、生活扶助基準の改定は、社会保障審
議会等の専門家の検討を踏まえてされてきたということが出来るものの、そ
10 のような検討を経ることが法令上要求されているものではないこと、これま
で物価指数を用いた生活扶助基準の改定が行われたことはないとしても、平
成25年報告書によれば物価等の経済指標を考慮するかどうかは、最終的に
厚生労働大臣に委ねられたものと解されることからすれば、デフレ調整に
15 ついて専門家の検討を経ていないことをもって、直ちにデフレ調整を行った
厚生労働大臣の判断の手續に統計等の客観的数値等との合理的関連性や専
門的知見との整合性の要件を満たさない違法があるということとはできない。

ウ デフレ調整の計算方法について、統計学上正当性を欠くとはいえないし、
20 生活扶助相当品目の選定、ウェイトの設定、計算期間の設定等が恣意的、不
合理であったとは認められない。

(5) 本件における保護決定処分が原告らの生存権を侵害するものとして違法に
なるか否かについて

厚生労働大臣が、抽象的かつ相対的な概念である「最低限度の生活」を保護
25 基準において具体化するに当たっては、国の財政事情を含めた多方面にわたる
複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必
要とするから、個々の被保護者の具体的生活状況自体を考慮しないからとい
て、そのことが直ちに、保護基準改定に係る厚生労働大臣の判断における裁量
権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける事情となるものではない。原告らの
30 生活の実態は、厚生労働大臣の裁量権の範囲の逸脱又は濫用を判断する際の間
接的な事実となると解されるものの、本件における保護決定処分後の原告らの

生活が、基本的な生活条件においても、社会的、文化的活動といった側面からみても、最低限度の水準を下回っているとまでは認められない。

(6) 結論

5 以上によれば、本件における生活扶助基準の改定に厚生労働大臣の裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるということはできず、同改定は生活保護法3条、8条に違反するものではなく、憲法25条に違反するものでもないとするのが相当であり、同改定に基づいてされた保護決定処分にも、これを違法と解すべき事情は認められない。